

介護の資格取得の費用を 補助します

ふじしな い かいご しごと はたらくひと おうえん
富士市内の介護の仕事で働く人を応援します！



かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅう
介護職員初任者研修

かいごふくししじつむしやけんしゅう
介護福祉士実務者研修 (令和8年度)

ほじょ きんがく 補助の金額

かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅう じゅこう かかるひよう はんがく じょうげん4まんえん
介護職員初任者研修の受講に係る費用の半額 (上限4万円)

かいごふくししじつむしやけんしゅう じゅこう かかるひよう はんがく じょうげん9まんえん
介護福祉士実務者研修の受講に係る費用の半額 (上限9万円)

ほじょ ようけん 補助の要件

- 介護職員初任者研修、または介護福祉士実務者研修を修了していること。
 - 研修を修了した日から1年以内であること。
 - 研修修了日以降、市内の介護事業所で介護職員として3か月以上継続して就労していること。
 - 研修の受講費用について他の補助を受けていないこと。
 - 市税の完納者であること。
- ※ 詳しい内容は裏面をご確認ください。

しんせい ほうほう 申請の方法

※ 裏面をご確認ください

～ お申込みの前に ～

- 申請書等、富士市ウェブサイトに掲載しておりますので、詳細をご確認の上お申込みください。
下記QRコードより富士市ウェブサイトへアクセスできます。
- 一部補助の対象とならない介護保険事業所があります。富士市ウェブサイトにてご確認ください。



富士市ウェブサイトはこちらから

お問合せ / 申請窓口
富士市介護保険課 計画管理担当 (庁舎4階北側)
富士市永田町1丁目100番地
電話番号 0545-55-2767 (直通)
ho-kaigo@div.city.fuji.shizuoka.jp



介護職員初任者研修とは

介護の仕事をするために必要となる基礎的な技術や知識、考え方を学ぶ、介護の入門的な研修です。講義と演習で構成される約130時間の研修科目を受講した後修了試験に合格すると資格を取得できます。

この資格を持つことで、介護の仕事に幅広く関わることができるようになり、介護職員としてのキャリアアップのスタートになると言われています。

訪問介護事業所のホームヘルパーとして働くためには、介護職員初任者研修以上の資格が必要です。

介護福祉士実務者研修とは

介護福祉士は、介護に関する専門的な技術と知識を持ち、身体上または精神上的の障害から日常生活に支障がある人に心身の状況に応じた介護を行い、その人や介護者に対して介護上の指導を行うことを業務とする、介護に関する専門資格です。

介護職員として3年間以上の実務経験を積んだ人は、介護福祉士実務者研修を修了することで、介護福祉士国家試験の受験資格を持てるようになります。

申請の手引き

◆ 申請できるのは、次の要件のいずれも満たす方です

- 申請日において、介護職員初任者研修、または介護福祉士実務者研修を修了しており、かつ、その修了日から1年以内であること。
- 申請日において本市に納付すべき市税の完納者であること。
- 申請日において介護職員として同一法人の運営する市内の介護事業所に、介護職員初任者研修、または介護福祉士実務者研修を修了した日以降3か月以上継続して就労していること。（派遣職員として就労している人は対象となりません）
- 介護職員初任者研修、または介護福祉士実務者研修の受講にかかった経費について、他の同種の補助を受けていないこと。

◆ 補助の対象となるのは、次の経費です

- 受講料
- 介護職員初任者研修、または介護福祉士実務者研修を受講するために、必ず購入しなければならない教材を購入する費用

◆ 申請に必要な書類は、次のとおりです ※令和8年度より申請書類が一部改訂となりました

- 介護職員初任者研修等受講費補助金交付申請書（第1号様式 富士市ウェブサイトからダウンロード）
- 就労証明書（第2号様式 富士市ウェブサイトからダウンロードする）
- 介護職員初任者研修、または介護福祉士実務者研修修了証の写し
- 受講費の領収書の写し
- 市税の完納証明書または市税納付状況調査同意書（第3号様式 富士市ウェブサイトからダウンロード）

申請書に記入の住所に「補助金交付決定通知書」が届きましたら、請求書を提出してください

- 請求書（富士市ウェブサイトからダウンロードする）